**《令和5年4月1日改正》**

**「多気町木質バイオマス地域集材制度」ガイドライン**

※　　下線部分は、令和5年度に改正した箇所です。

**１．伐採場所**

（1）伐採いただく場所は、町内の山林・竹林等に限ります。

（2）伐採いただく場所は、各団体、各人で設定し、地権者等との調整を行ってください。

（3）伐採区域を決める際は、隣地との境界に十分注意してください。

**２．受け入れ**

（1）受け入れできる木・竹

・間伐等による幹から上の部分の木と竹（下記①～⑤）が受け入れ可能です。

・また、皆伐（すべての木を伐ること）をして、その後、植樹を行わないと森林が荒廃し、災害の原因

にもなるため、原則的に間伐を行ってください。

①杉・檜及び松

②杉・檜及び松以外の木

③枝を除く竹。

④庭木の剪定枝。

⑤果樹の葉付き剪定枝。

※果樹の剪定枝のみ葉付き受入可能

（2）受け入れできない木・竹

①根株。（土がついていないものであっても受入れできません。）

②廃棄物業者が扱う廃棄物としての木等や製材の端材等。

③土が付着しているもの、腐敗しているもの等質の悪いもの。

④木の太さが、直径60㎝を超えるもの。

⑤葉付きの木・竹。（果樹の剪定枝は除きます。）

⑥竹の枝。

※太陽光発電設備の設置など開発のために伐採する場合、当制度の対象とはなりませんが、引き受けできる場合がありますので事前にご相談ください。

**３．搬入時の材の形状・仕分け等**

（1）幹から上の部分であれば、玉切りにした状態でも受け入れ可能です。

（２）木は４ｍ以内、竹は２ｍ以内の長さに切ってください。

（３）次の３種類に分けて美化センターに搬入し、受付と計量をお願いします。

①杉・檜及び松の幹・枝（葉は取り除いてください）

②杉・檜及び松以外の木の幹・枝（果樹のみ、葉はついていても受け入れます）

③竹（枝を除く）

（４）貯木場の所定の置場（幹・枝・竹の種別）に降ろしていただき、空車の状態で美化センターで再度、計量をお願いします。

　　　置場は、針葉樹と針葉樹以外の木がまじっても結構ですが、必ず幹と枝に分けてください。

（５）1車当たりの買い取り・補助金の対象は、搬入されるトラックの最大積載量までとします。

　　また、乗用車で搬入される場合は、乗員数等から判断することとなります。

　　　（例）最大積載量が350ｋｇである軽トラックの場合、買い取り・補助金の対象は350ｋｇまで。

（６）搬入時は、道路交通法を遵守してください。

**４．集積所**

（1）集積所は、涵翠池（天啓池）東側の（株）中部プラントサービス多気バイオパワー貯木場（以下「貯木場」という。）です。

**５．搬入手順**

（1）搬入時には、まず、美化センターへお越しいただき、次の書類を提出してください。これらの書類を提出いただかない場合は、受け入れすることができません。

①「発電用チップに係る一般木質バイオマス証明」

　※≪伐採届必要な立木用≫と≪剪定枝・竹・伐採届不要な立木用≫の2種類のうち該当

する方を搬入期間ごとに提出してください。

②「伐採及び伐採後の造林の届出書」の写し、又は、「伐採及び伐採後の造林の計画の適合通

知書」の写し（適合通知書は、伐採届提出後、役場より送付します）。

※果樹や庭木の剪定枝、竹等の場合、②は不要です。

（2）美化センターの計量器でトラックを含めた重量を測ってください。

※杉・檜及び松、杉・檜及び松以外の木、竹の種類ごとに別々に搬入し計量してください。

（3）計量後、貯木場へ移動していただき、インターフォンで発電所事務所を呼び出し、氏名（団体は団体名も）を告げて指示に従って扉を開け、場内に入り積荷を各自で下ろしてください。その際、それぞれ所定の区画に降ろしてください。また、竹を積み下ろしする時は、並べて降ろしてください。（貯木場を退出される際の連絡は不要です。）

（4）その後、美化センターへ戻っていただき、再度、計量器でトラックの重量を測ってください。

（5）美化センター職員が、搬入された積荷の重量を算出し、計量伝票をお渡しします。

　　　※計量伝票は、町補助金を請求する際に必要ですので、各団体、個人で保管しておいてください。

　　　※貯木場にはインターフォンの他、荷下ろしを確認するためのカメラとスピーカーが設置されています。

**６．搬入可能日時**

（1）受け入れは、美化センターの営業日の営業時間内とさせていただきます。

　　　　　①平日　午前9時～12時／午後1時～4時15分

（荷下ろし後の計量についても午後4時15分までに済ませてください。）

　　　　　②休日　町民環境課へお問い合わせください。

　　　　　　　※年末年始の12月29日～1月3日は搬入不可。

　◎貯木場（搬入場所）が満杯の場合は、集材の搬入を一時停止する場合があります。その時は事

前にご連絡します。

**７．買取単価・補助単価**

搬入いただいた間伐材等は、町からの補助金と中部プラントサービス（株）から買取代金が支払われます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 町補助金  （1ｔ当たり）　① | 中部プラント買取代金  （1ｔ当たり）　② | 合計  （1ｔ当たり）　①＋② |
| 杉・檜及び松 | 8,000円 | 2,000円 | 10,000円 |
| 杉・檜及び松以外の木 | 4,000円 | 2,000円 | 6,000円 |
| 竹 | 5,000円 | 1,000円 | 6,000円 |

**８．請求・支払方法**

（1）年間スケジュール

搬入いただいた間伐材等の買取代金・補助金については、下表の「間伐材等搬入期間」欄のとおり、各期間ごとに精算し、支払いを行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 間伐材等搬入期間 | 町補助金  申請期限 | 買取代金・補助金  振込予定日 |
| 4月1日 ～ 6月15日搬入分 | 6月20日 | 7月末日 |
| 7月1日 ～ 9月15日搬入分 | 9月20日 | 10月末日 |
| 10月1日 ～12月15日搬入分 | 12月20日 | 1月末日 |
| 1月4日 ～ 3月15日搬入分 | 3月20日 | 4月末日 |

※「間伐材等搬入期間」、「町補助金申請期限」が休日の場合、直後の役場開庁日が

期限となります。

※振込予定日は、上記に記載の末日までとしますが休日の場合、振込はその前後の日

となる場合もあります。

※中部プラントサービスの買取代金と、町補助金の振込日は、異なる場合があります。

（2）町補助金

①町補助金については、各団体・個人が、上表の「間伐材等搬入期間」に搬入した分をまとめ、「町補助金申請期限」までに、下記書類を役場町民環境課に提出してください。

※これらの書類を提出いただかないと補助金を交付することができません。

※町補助金申請書の提出が、「町補助金申請期限」以降になった場合、振込が遅れることが

あります。

○「様式第１号　多気町木質バイオマス地域集材補助金交付申請書」

○「様式第３号　多気町木質バイオマス地域集材補助金請求書」

○当該搬入期間分の美化センターの計量伝票

○杉・檜及び松を伐採した場合のみ、その伐採した場所を映した写真を（２枚以上）

申請書・請求書・計量伝票と合わせて提出してください。

②町補助金は、原則として、上表「振込予定日」までに、各団体・各人の指定口座へ振り込みさせていただきます。

③「間伐材等搬入期間」に記載の各搬入期間に搬入いただいた重量の合計が３００㎏以上の場合に、補助金の対象とさせていただきます。したがって、３００ｋｇ未満の場合には、補助の対象となりません。

④開発（太陽光パネル設置など）のために伐採した木・竹については、町補助金の対象となりません。

（3）中部プラントサービスの買取代金

　 ①中部プラントサービスの買取代金については、町に提出していただいた「多気町木質バイオマス地域集材補助金請求書」に記載の口座に振込まれます。

　　　※町補助金申請期限の日までに手続きをされなかった場合は、買取額のお支払いがされません

のでご注意ください。

②買取代金は、中部プラントサービスより、「間伐材等搬入期間」ごとにまとめて、指定の口座に振り込まれます。

③「間伐材等搬入期間」に搬入いただいた重量の合計が３００㎏以上の場合に、買取の対象となります。したがって、３００ｋｇ未満の場合には、買取の対象とはなりません。

　　　※ただし、３００kg未満であっても搬入は可能です。

**９．手続き・必要書類**

（1）皆さんに伐採いただいた木・竹を買い取りさせていただくこの制度は、バイオマス発電等による電気を、固定価格買取制度利用することで成り立っています。そのため、国が定める手続きを行い、所定の書類を提出いただかなければなりません。お手数をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いします。

（2）必要な手続き・書類は、別紙「多気町木質バイオマス地域集材の作業手順表」のとおりです。

**10．伐採用物品補助制度**

伐採作業に取り組んでいただきやすいよう、次の物品の購入に対して町補助金を交付させていただきます。ただし、個人は、補助対象となりません。

（1）チェーンソー　　　購入価格の1/2以内、　１台当たり20,000円まで、１団体2台まで

ヘルメット　　　　　購入価格の1/2以内、　１個当たり1,500円まで、１団体10個まで

（2）団体の構成人数等によって数量を調整させていただくことがあります。

（3）補助希望の総額が予算額を越える場合には、補助申請書の受付順とさせていただく場合があります。

（4）補助金を受けて物品を購入された団体は、継続的に間伐材等を搬入いただくようお願いします。

**11．安全確保**

伐採、荷積み、荷下ろし作業には危険が伴うことが予想されます。作業に当たっては細心の注意を払っていただき、怪我、車両等の損傷や保険等について各団体、各人で対応をお願いします。

**12．不正な行為について**

電力の固定価格買取のために木質バイオマスを供給する本町の制度においては、町に対して、適正な運用が強く求められているため、伐採届、バイオマス証明書等について、故意に事実と異なる記載があった場合等には、支払いを取りやめ、登録を取り消すことがあります。

**13．その他**

　買取単価・補助単価については、年度（期間）ごとに見直しが行われるため、変更になる場合がありますのでご了承ください。

担当　　多気町役場　町民環境課

　　　　　　　　　　　　　　環境衛生係

電話　０５９８-３８-１１１３